

様式1【証明書】の記入例

確認②

設備名称をユーザに確認して記載して下さい。  
この項目には、設備の減価償却年数を定めた「機械及び装置の耐用年数表」の55区分の設備名称を記載してください。  
日本鍛圧機械工業会が証明書発行できる設備は、下記の16区分です。それ以外の設備の証明書発行はできません。



日本鍛圧機械工業会が証明書発行する設備	
産業分類番号	設備の用途
3	繊維工業用設備
5	家具又は装備品製造業用設備
10	プラスチック製品製造業用設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備
14	鉄鋼業用設備
15	非鉄金属製造業用設備
16	金属製品製造業用設備
17	はん用機械器具製造業用設備
18	生産用機械器具製造業用設備
19	業務用機械器具製造業用設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21	電気機械器具製造業用設備
22	情報通信機械器具製造業用設備
23	輸送用機械器具製造業用設備
24	その他の製造業用設備
43	建築材料、鉱物 又は金属材料等卸売業用設備

詳しくはホームページをご覧ください。  
日本鍛圧機械工業会ホームページ  
「耐用年数表(鍛圧機械関係の新旧対比表)」  
[https://j-fma.or.jp/legal\\_commentary/life-table](https://j-fma.or.jp/legal_commentary/life-table)

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

減価償却資産の種類	機械及び装置
設備の種類又は科目	輸送用機械器具製造業用設備
設備の名称	ばね製造機械
設備型式	JFM-2017型
本社・事業所名	日ノ本自動車部品株式会社 千代田工場

一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	1. 該当	2. 非該当
「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%以上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
該当要件への当否	1. 該当	2. 非該当

(注)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011  
東京都港区芝公園3丁目5番8号  
機械振興会館308号室  
電話：03-3432-4579  
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

専務理事 中右 豊 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

2017年 4月 8日

製造事業者等の名称 日本BANE機械株式会社

製造事業者等の所在地 東京都港区芝公園6-7-6

代表者役職・氏名：BANE 事業部長 綱 久太郎 (鋼)

担当者氏名：綱 久之助

所 属：BANE 事業部

担当者連絡先(電話番号)：03-9876-5432

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】	
変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第4項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

- 確認①**  
この名称は変更しないで下さい。
- 確認③**  
全て「1」に○印を付けて下さい。  
※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。
- 確認④**  
「製造業者等の名称」(申請者)は、基本的にメーカー名です。しかし、海外メーカーの日本法人や代理店は、この欄への記載が認められています。  
※輸入された設備においても海外メーカー名となりますが、輸入商社等で申請手続きの代行は認められています。
- 確認⑤**  
しかるべき役職の役職名と氏名を記載し、押印して下さい。  
(例：社長、事業部長、部長など。)  
※海外メーカーの場合は、押印の代わりにサインが必要となります。  
原紙ではなく、pdfも認められます。
- 確認⑥**  
日鍛工会員の場合、当会窓口担当者が望ましいですが、営業等の担当者でも構いません。  
また、海外メーカーの設備を輸入する場合は、商社(代理店)の社名・担当者名をご記入下さい。

**確認⑦**  
この欄は証明書申請者(メーカー)は記入する必要はありません。

**確認⑬**  
 全て「1」に○印を付けて下さい。  
 ※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

**確認⑭**  
 指標数値と単位を記載して下さい。  
 この数値の裏付け資料が必要です  
 (仕様書やカタログ等)  
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社保管して下さい。

**確認⑮**  
 ここには数値のみ記載してください。  
 記載例での算出方法  

$$\{(70\text{個/h} - 60\text{個/h}) \div 60\text{個/h}\} \div (2015\text{年} - 2012\text{年}) \doteq 0.0555$$
 ⇒ 年平均 5.6%の生産性向上

(日鍛工 様式2)

【チェックリスト】		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認 当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後であること。	① 該当      2. 非該当  <当該(申請する)設備の販売開始年> 販売開始年：2015年 取得等をする年：2017年  <一代前モデルの発売開始年> ① あり (販売開始年：2012年) 2. なし	
	生産性向上に該当するか 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※3) 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要	① 該当      2. 非該当  <比較指標> (* )以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 ① 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【           】 3. エネルギー効率【           】 4. その他【           】  <指標数値> (一代前モデル)：60個/h (当該設備)    : 70個/h  <生産性向上> 年平均 5.6%	
	対象要件への該当	① 該当      2. 非該当	

(※1) 販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。

**確認⑧**  
 当該モデルの販売開始した年を記載して下さい。  
 ユーザーが取得する年から遡って10年以内に販売開始されたかを確認します。  
**裏付け資料が必要です。**  
 (納品書控や納入仕様書等)  
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社保管して下さい。

**確認⑨**  
 ユーザーに納入した又は納入予定の「年」を記載して下さい。

**確認⑩**  
 「一代前モデル」の販売開始年を記載して、番号に○印を付けてください。  
**裏付け資料が必要です。**  
 (納品書控や納入仕様書等)  
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社保管して下さい。

**確認⑪**  
 どれか一つを選択して○印を付け、その項目の【           】に比較指標を記載してください。  
 【時間当たりの生産量】や  
 【1分間当たりの生産速度】etc.

**確認⑫**  
 指標数値と単位を記載して下さい。  
 この数値の裏付け資料が必要です  
 (仕様書やカタログ等)  
 ※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管して下さい。

年平均を算出する計算式は以下となります。

① 当該モデル数値が一代前モデル数値より大きくなる場合(生産量が増大する等)

$$\frac{\text{当該モデル数値} - \text{一代前モデル数値}}{\text{一代前モデル数値}} \cdot (\text{当該モデル販売開始年} - \text{一代前販売開始年})$$

② 当該モデル数値が一代前モデルより小さくなる場合(消費電力量の削減や精度アップ等)

$$\left( \frac{1}{\text{当該モデル数値}} - \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \right) \div \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \div (\text{当該モデル販売開始年} - \text{一代前販売開始年})$$

この計算式を「生産性向上要件の計算書」として、別紙で提出して下さい。

記入例 3

ユーザーが種類の異なる機械及び装置を同じ時期に取得する場合の様式1【証明書】と様式2【チェックリスト】の記入例

【「一式」での申請について】

ユーザーが税務申告の際に「一式」として固定資産台帳に計上する場合に限りです。  
※それぞれの機械を別々に資産計上をする場合は、機械ごとの証明書申請となりますので、注意してください。

注意①  
メインの機械・装置の設備名称を記載して下さい。

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	輸送用機械器具製造業用設備
	設備の名称	ばね製造機械
	設備型式	JFM-2017型(ばね製造機械本体)+搬送装置 一式
	本社名・事業所名	日ノ本自動車部品株式会社 千代田工場

該当要件	一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

(注) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011  
東京都港区芝公園3丁目5番8号  
機械振興会館 308号室  
電話：03-3432-4579  
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

専務理事 中右 豊 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

2017年 4月 8日

製造事業者等の名称 日本BANE機械株式会社

製造事業者等の所在地 東京都港区芝公園6-7-6

代表者役職・氏名：BANE事業部長 綱 久太郎 (印)

担当者氏名：綱 久之助

所属：BANE事業部

担当者連絡先(電話番号)：03-9876-5432

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注) 経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づき経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

注意②

この欄に機械・装置名を全て記載して、「一式」として下さい。

様式2)

該 当 要 件	販売開始要件の確認	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>＜当該(申請する)設備の販売開始年＞ 販売開始年：2015年 取得等をする年：2017年</p> <p>＜一代前モデルの発売開始年＞ 1. あり(販売開始年：2012年) 2. なし</p>	証明者 チェック欄
	生産性向上に該当するか	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>＜比較指標＞ (*)以下の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【                    】 3. エネルギー効率【                    】 4. その他【                    】</p> <p>＜指標数値＞ (一代前モデル)：60個/h (当該設備)：70個/h</p> <p>＜生産性向上＞ 年平均 5.6%</p>	
対象要件への該当		1. 該当 2. 非該当	

(※1) 販売開始年はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。なお、「年」とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。  
(※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内  
(※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。

注意④

この記載は、メインとなる機械・装置の当該モデル、一世代前モデルの販売開始年や指標数値を記載して下さい。

記入例 4

比較すべき旧モデルが全くない新製品の場合の  
様式1【証明書】の記入例

【比較すべき旧モデルが全くない新製品について】

中小企業等経営強化法の「生産性向上要件証明書」は、生産性向上設備投資促進税制の「先端設備証明書」や「経営力向上設備証明書(固定資産税軽減の証明書)」と基本的に同様のスキームで証明書を発行します。下記は、証明書発行団体向けに発信された文書です。**大変厳格な要件となっておりますので、ご注意ください。**

- ✓ 比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、販売時期(10年以内の販売開始)のみが要件となります。例えば、**新設会社における第1号製品など**、非常に限定的な場合のみを指します。
- ✓ 従って、メーカーから「今回、新商品を出しました。今までには無い設備(従来の系統とは違う設備)なので、生産性の比較は不要です。」と申請があったとしても、安易に「比較不要」と判断することは不可。
- ✓ 新商品であっても、まずは(同じ系統でなくとも)社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出してもらい、その設備と比較するようにメーカーに指示をお願いしたい。
- ✓ それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことをメーカーに説明してもらい、その内容が工業会として納得できた場合に限り、「比較対象が全くないため、販売開始要件のみで可」と判断いただきたい。
- ✓ なお、その場合、チェックリスト(様式2)の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』等と記載。

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	輸送用機械器具製造業用設備
	設備の名称	プレス機械
	設備型式	PRS-2017型
	本社名・事業所名	日ノ本自動車部品株式会社 千代田工場

該当要件	一定期間(注)内に販売開始された製品であるか	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否	1. 該当 2. 非該当

(注)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。

「該当要件欄」に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011  
東京都港区芝公園3丁目5番8号  
機械振興会館308号室  
電話：03-3432-4579

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

専務理事 中右 豊 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

2017年 4月 8日

製造事業者等の名称 日本BANE機械株式会社

製造事業者等の所在地 東京都港区芝公園6-7-6

代表者役職・氏名：BANE事業部長 綱 久之郎 (鋼)

担当者氏名：綱 久之助

所 属：BANE事業部

担当者連絡先(電話番号)：03-9876-5432

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8.経営力向上設備等の種類」の「所在地」について変更がある場合】

変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

(注)経営力向上計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

(注)本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条第43項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。これら税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、経営力向上設備等に該当すること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは中小企業庁経営強化法のホームページをご参照ください。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html)

確認1  
ここに○印を付けて下さい。

確認2  
「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この欄の番号に○印は必要ありません。

